

平成30年度

冬期道路交通確保除雪計画書



上越市



# 目 次

1	除雪基本方針	1
2	体制	1
3	除雪実施計画	2
	（1）車道除雪	2
	（2）歩道除雪	6
	（3）狭隘道路（日中）除雪	8
4	消融雪施設	9
5	雪捨て場	10
6	市民への情報提供と協力依頼	10
7	関係機関との連携	11
8	適切な管理による効率的な除雪の実施	11
9	共助による地域除雪の支援	12

# 1 除雪基本方針

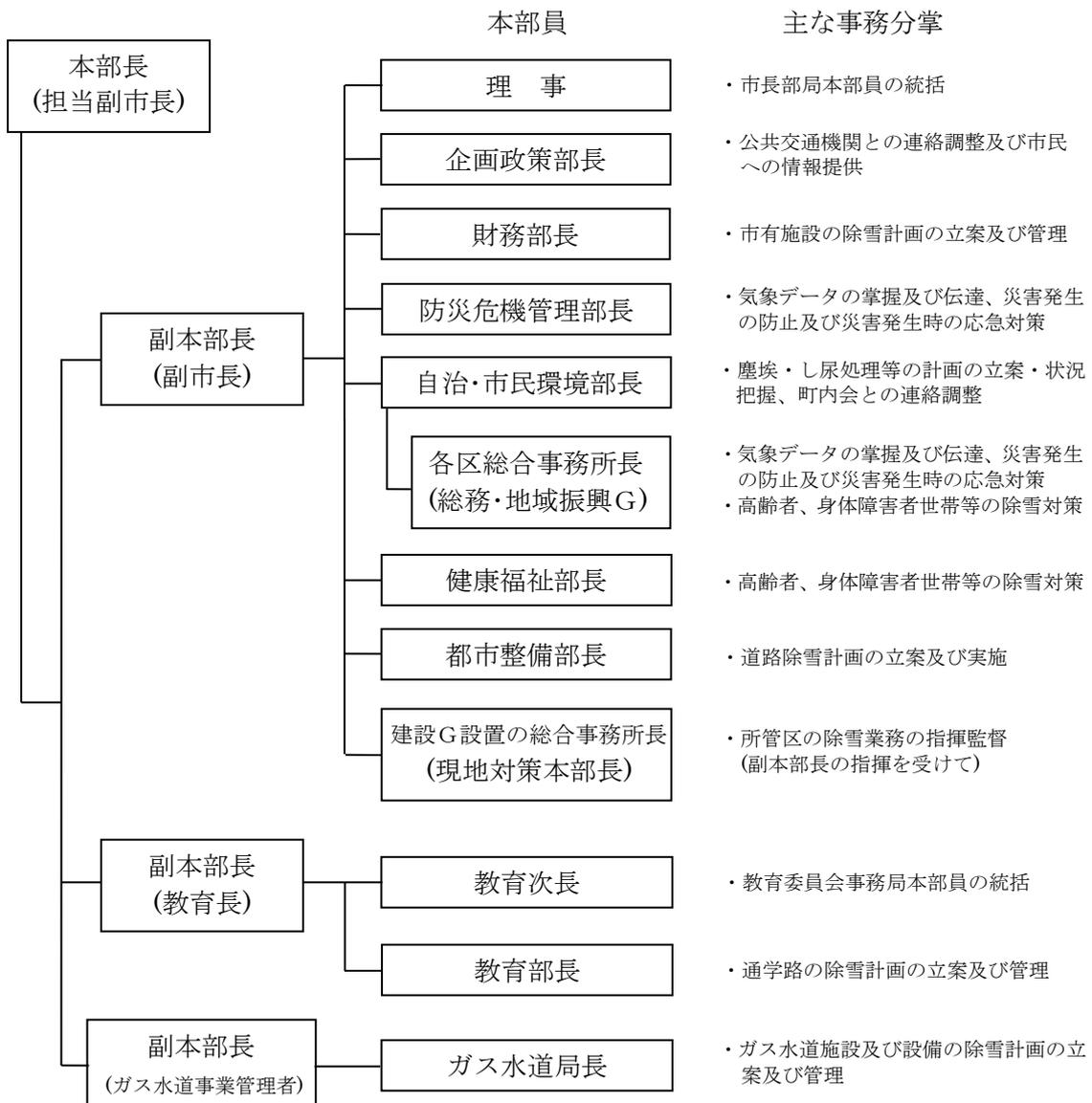
当市は、県内でも降雪、積雪が多い地域であり、昭和36年の豪雪を契機に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」では市内全域が豪雪地帯に、さらにほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

豪雪地域での冬期積雪期における道路交通の確保は、市民の日常生活や経済活動を維持するために極めて重要な施策であることから、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の自助、共助による積極的な協力を得ながら、効率的・効果的な除雪作業を実施します。

# 2 体制

12月1日から翌年3月31日までの間、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災等に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止に努めます。

なお、災害対策本部を設置した場合は、その指揮下に入ります。



### 3 除雪実施計画

#### (1) 車道除雪

##### ① 車道除雪について

今年度の上越市除雪計画の車道除雪延長は、約 1,759km になります。これは高速道路で、青森市から熊本市までの距離に相当します。

通常の除雪は、広い範囲を限られた時間で行う必要があることから、道路脇に雪をかき分ける除雪ドーザでの除雪を基本としており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民の皆さんにお願いしています。また、降雪量が多く、道路脇に雪壁ができる中山間地域では、ロータリ除雪車での除雪も行います。

##### ② 除雪路線

都市の骨格をなす幹線道路のほか、一定の交通量がある地域内幹線道路、地区内の重要路線、生活道路（通勤・通学道路）などで、機械による除雪が可能な路線を除雪します。

##### ③ 除雪延長

平成 30 年度の車道除雪延長は次のとおりです。

#### 車道除雪延長

(単位：km)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	120.68	146.08	413.66	99.19	779.61	960.79	81.1%
安塚区	0.75	6.46	43.86	20.61	71.68	191.84	37.4%
浦川原区	0.00	13.52	52.19	7.39	73.10	132.91	55.0%
大島区	0.00	12.68	19.43	1.17	33.28	93.76	35.5%
牧区	0.00	14.67	29.21	27.58	71.46	134.43	53.2%
柿崎区	8.82	43.94	29.56	44.53	126.85	175.51	72.3%
大潟区	1.63	25.09	39.99	14.38	81.09	149.98	54.1%
頸城区	7.44	47.31	47.86	3.78	106.39	177.24	60.0%
吉川区	0.77	24.95	37.07	23.04	85.83	149.59	57.4%
中郷区	0.00	20.34	11.74	11.45	43.53	95.26	45.7%
板倉区	0.00	26.73	65.09	4.10	95.92	199.65	48.0%
清里区	2.99	18.18	19.44	9.04	49.65	153.65	32.3%
三和区	1.87	27.22	30.80	40.61	100.50	129.11	77.8%
名立区	0.00	20.12	11.10	8.76	39.98	81.91	48.8%
合計	144.95	447.29	851.00	315.63	1,758.87	2,825.63	62.2%

#### ④ 除雪路線区分

道路除雪は、市域の骨格をなす幹線道路や地域内幹線道路、地区内の生活道路に区分し、道路交通の確保を図ります。

特に、特1種路線のうち救急指定病院・消防署などの周辺道路、市民生活や経済活動に重要な路線については、重点路線として終日通行を確保します。

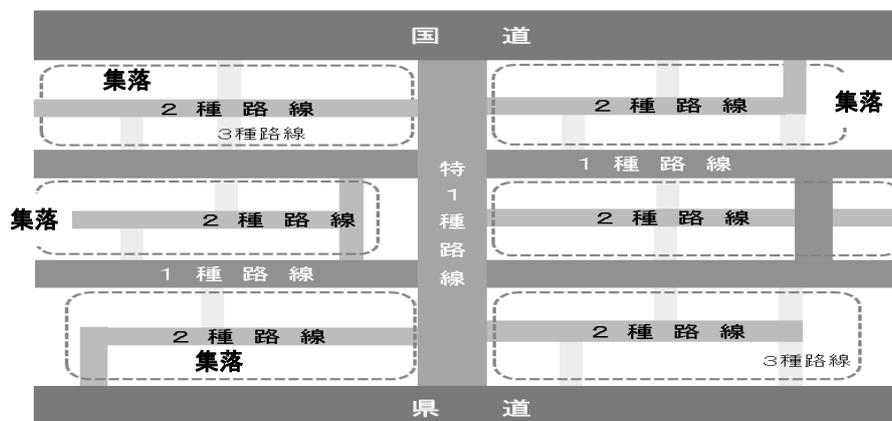
車道除雪路線区分表

区分		路線	除雪目標
特1種路線	重点路線	救急指定病院や消防署の周辺など、緊急車両が頻繁に通行する路線並びに市民生活や経済活動に特に重要な路線	常時の交通確保路線として、通常降雪時、異常降雪時ともに必要な幅員を確保し、終日通行を確保する。
	幹線路線	国道、県道と一体となり、都市の骨格をなす幹線道路並びに地域内の主要道路として機能する路線	異常降雪時は夜間に支障が出る場合があるが、必要な幅員を確保し、終日通行の確保を基本とする。
1種路線		国道、県道、特1種路線などの幹線道路に接続する地区内の重要路線	必要な幅員確保を原則とし、異常降雪時は1車線と待避所を設置する。
2種路線		国道、県道、特1種、1種路線に接続する地区内道路で主に、地区内住民が利用する幹線道路	状況により一時通行不能になる場合があるが、1車線の幅員確保と待避所の設置を原則とする。
3種路線		国道、県道、特1種、1種、2種路線に接続する地区内道路で、主に地区内住民が利用する生活道路	異常降雪時は一時通行不能になる場合があるが、1車線の幅員確保を原則とする。

※ 必要な幅員とは原則、路肩の白線までとします。

※ 異常降雪時とは、大雪警報発令期間とその後3日間程度とします。

#### 除雪路線イメージ図



### ⑤ 除雪出動判断基準（通常降雪時）

通常降雪時の除雪作業は、出動判断時間での積雪深により実施の判断をします。しかし、当該路線の日中混雑度や今後の気象予報、従前の除雪状況等により、一時的に変更する場合があります。また、可能な限り夜間除雪は控え、早朝除雪で午前7時までの完了を目指しますが、朝方近くの降雪の場合には、除雪の終了が遅れることがあります。

除雪出動判断基準表

		早朝除雪	午前除雪	午後除雪	夜間除雪
除雪時間帯		2:00～7:00	8:30～12:00	13:00～17:00	20:00～24:00
出動判断時間		2:00、4:00	7:00	11:00	17:00
特 1 種 路 線	重点路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上
	幹線路線				10cm 以上かつ 24:00 までに、 15cm 以上見込まれる場合
1 種路線			10cm 以上かつ 12:00 までに、 15cm 以上見込まれる場合	10cm 以上かつ 17:00 までに、 15cm 以上見込まれる場合	15cm 以上かつ 24:00 までに、 20cm 以上見込まれる場合
2 種路線			早朝除雪を行わなかった場合 で、15cm 以上		24:00 までに、 25cm 以上見込まれる場合
3 種路線					

※ 上越妙高駅周辺道路については、上記の判断基準のほか、北陸新幹線の発着にあわせ判断を行います。

#### 【降雪の状況による出動パターン】

- ◆2時、4時共に10cmに達していない場合  
全ての路線で除雪は行わない。
- ◆2時時点では10cmに達していなかったが、4時時点では達した場合7時までに完了できる路線（上位路線を主とする）を  
除雪する。残った路線は、通勤・通学後の午前除雪で行う。
- ◆一日中降り続けている場合  
上位路線は基準に従い除雪を行うが、2、3種路線は可能な限り午後除雪を実施した後、翌日の早朝除雪で対応する。



#### 【3月の出動パターン】

2時に積雪が10cmに達しているが、雪が降り止んでおり、今後も降雪の気象予報がない場合は早朝除雪を行わない。

## ⑥ 拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



## ⑦ 排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難になり、今後の降雪状況により著しく交通の障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。



## ⑧ 凍結防止剤散布

橋梁や勾配の急な箇所のほか、圧雪がしやすい路線を中心に凍結防止剤を散布し、交通事故の防止に努めます。

## ⑨ 地吹雪時の対応

事前に、市のホームページで危険箇所の周知を行うとともに、現地に注意看板を設置しています。また、地吹雪予測時には道路パトロールを行い、状況に応じ外出を控えていただくよう、市のホームページで周知するとともに報道機関に情報の提供を行います。

地吹雪発生時には、道路パトロールと除雪業者からの情報のほか、関係機関からの情報連絡をもとに吹き溜りの除去や状況に応じた通行止めを行い、通行の安全確保を図ります。

## (2) 歩道除雪

### ① 歩道除雪について

今年度の上越市除雪計画の歩道除雪延長は、約 150 km になります。

通常の歩道除雪作業は、幹線道路や公共施設のなどで歩行者の多い歩道及び児童が多く通る通学路を中心に、小型ロータリ除雪車により行います。また、幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅することで歩行者の空間確保に努めます。

なお、異常降雪時には、車道を確保するため一時的に歩道を雪置き場とする場合がありますが、その際は、車道を可能な限り拡幅除雪することにより歩行者の空間確保に努めます。

### ② 除雪路線

通勤や通学など多くの市民が利用する歩道で、機械除雪が可能な幅員を有する歩道（原則として幅員 2m 以上）を除雪します。



### ③ 除雪出動判断基準

歩道除雪は、国道や県道の管理者及び地元関係者と連携を図り、積雪が 10 cm から 15 cm に達したときに除雪を行います。

ただし、通行量や歩道形態等により、これによりがたい場合は個別に対応します。

### ④ 除雪目標

異常降雪時で通行不能になる場合を除き、歩行できる空間の確保を目指します。

## ⑤ 除雪延長

平成 30 年度の歩道の除雪延長は次のとおりです。

### 歩道除雪延長

(単位：km)

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	99.91	6.00	105.91	186.88	56.7%
安塚区	2.27	0.00	2.27	9.82	23.1%
浦川原区	1.23	0.00	1.23	2.82	43.6%
大島区	0.00	0.00	0.00	0.22	0.0%
牧区	0.05	0.00	0.05	1.14	4.4%
柿崎区	2.35	0.00	2.35	6.72	35.0%
大潟区	0.16	2.66	2.82	13.08	21.6%
頸城区	9.01	0.00	9.01	27.82	32.4%
吉川区	4.26	0.00	4.26	7.29	58.4%
中郷区	0.98	0.00	0.98	3.58	27.4%
板倉区	6.02	0.00	6.02	7.24	83.1%
清里区	5.73	0.00	5.73	8.23	69.6%
三和区	8.24	0.00	8.24	13.03	63.2%
名立区	0.75	0.67	1.42	1.63	87.1%
合計	140.96	9.33	150.29	289.50	51.9%

## ⑥ 排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び個所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



※幅員が狭い歩道は、車道の拡幅除雪により歩行者の空間確保に努めます。

### (3) 狭隘道路（日中）除雪

#### ① 狭隘道路（日中）除雪について

道路の幅員が狭く通常の除雪機械（除雪ドーザ）が入ることができない道路、又はかき分け除雪した雪を路肩に置くと車道1車線を確保できない、いわゆる狭隘道路は小型ロータリ除雪車による除雪を行います。

このような道路は、地域の皆さんの協力のもと一定の条件が整った場合に、通常除雪終了後の日中に除雪を行います。

#### ② 除雪路線

原則小型ロータリ除雪車が入る幅員を有している市道であることが条件であり、雪置き場の確保や除雪時間を日中にするなど、地域の協力が得られた場合に限り除雪を行います。なお、路線によっては歩道除雪と一連で作業することが効率的と判断した場合には、早朝に除雪作業を行います。

#### ③ 除雪出動判断基準

早朝除雪の終了後、個々の道路状況に応じて対応します。

#### ④ 除雪目標

状況によって、一時通行不能になる場合を除き、道路幅員に応じ1車線の確保を目指します。

#### ⑤ 除雪延長 (単位：km)

地区名	延長
合併前上越市	16.83
牧区	0.14
頸城区	0.17
吉川区	0.90
中郷区	0.10
板倉区	2.18
清里区	3.37
三和区	0.90
合計	24.59

#### ⑥ 排雪作業

狭隘道路では、ダンプトラックが入らず排雪作業が困難になることが想定されるため、地域の皆さんの協力により道路沿線や袋小路に雪置き場を確保してもらうことが必要になります。

## 4 消融雪施設

当市の除雪は、機械除雪を基本としていますが、幹線道路や積雪が多い地域、又は家屋連担地域の一部に、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設を設置しています。

この消融雪施設は、毎年12月から稼働できるよう点検・整備を行い、効率的な利用を図ります。

なお、新潟県の条例により合併前上越市を中心とする地下水揚水規制区域内では、寒気の影響で降雪が増え、消雪用地下水の揚水量が増加し地盤沈下が進行するおそれがあると認められた場合に、新潟県は注意報や警報を発令します。このような状況になると、地下水利用者である市に地下水の節水や削減対策の実施が要請され、消雪パイプの運転ができなくなることがあります。

### (1) 消雪パイプ

#### ① 延長

平成30年度の市道の消雪パイプ延長は、約73kmです。

消雪パイプ延長 (単位：km)

合併前 上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
24.67	1.63	1.47	0.52	22.12	12.01	8.97	1.69	73.08

#### ② 消雪施設の集中管理

合併前上越市、三和区及び頸城区では、降雪状況に応じて運転する消雪パイプ集中管理システムを導入し、地下水揚水量の削減を図り、地盤沈下の防止に努めています。

### (2) 流雪溝

#### ① 延長

平成30年度の市道の流雪溝延長は、約17kmです。

流雪溝延長 (単位：km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
11.12	0.63	0.53	5.06	17.34

#### ② 流雪溝の管理・運転

市は、流雪溝が設置されている町内会に主体的な揚水ポンプの管理・運転を行ってもらうため、流雪溝ポンプの操作管理を委託しています。

## 5 雪捨て場

降雪状況に応じて、道路管理者及び市民の皆さんが排雪に利用できる雪捨て場を複数か所に開設します。

雪捨て場は広い敷地が必要であり、融雪後の水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して河川敷などに設置します。

開設する際は市のホームページなどで随時、周知します。

## 6 市民への情報提供と協力依頼

道路除雪は市民の皆さんからの協力が不可欠です。随時、市から必要な情報提供を行いますので除雪作業に対するご理解とご協力をお願いします。

### (1) 道路除雪に対する情報提供

- ・ 除雪事業に対し地域の協力をいただくため、地区別に除雪会議を実施します。
- ・ 広報上越に除雪特集を掲載し、市民の皆さんに協力を求めます。
- ・ 市のホームページで、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。
- ・ 地吹雪対応では、地吹雪発生予想箇所の周知を行うとともに、地吹雪が予想される場合は、市のホームページなどで周知します。

### (2) 道路除雪に対する協力依頼

#### ○車両の適切な駐車

除雪作業に支障がありますので路上駐車はしないでください。

#### ○樹木や消雪施設の適切な管理

樹木や消雪用ホースが道路に出ていると、除雪車に接触し除雪ができないことがあります。適切に管理してください。

#### ○作業中の除雪車に近寄らない

除雪作業中は運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる危険がありますので、除雪車には絶対に近寄らないでください。

#### ○敷地内から道路への雪出し禁止

敷地内から道路へ雪を出した場合、通行が妨げられ事故のおそれがあります。敷地内の雪は道路に出さないでください。なお、屋根雪等の処理のため一時的に道路に雪を置く場合は、事前に市に連絡を入れると共に、早急に撤去をお願いします。

#### ○急な降雪や暴風雪に備えた準備

車の立ち往生やスリップ事故は除雪作業を遅らせる原因のひとつです。初雪が早い山間地域などは、スノータイヤの早めの装着をお願いします。

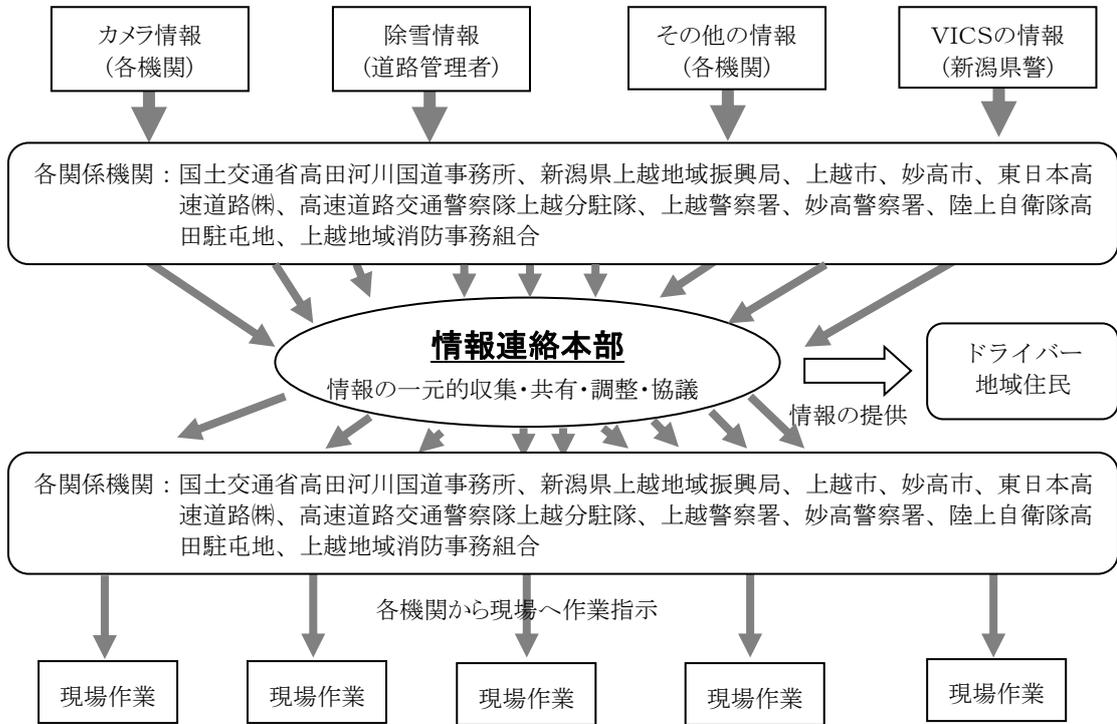
また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

#### ○玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただくようお願いします。

## 7 関係機関との連携

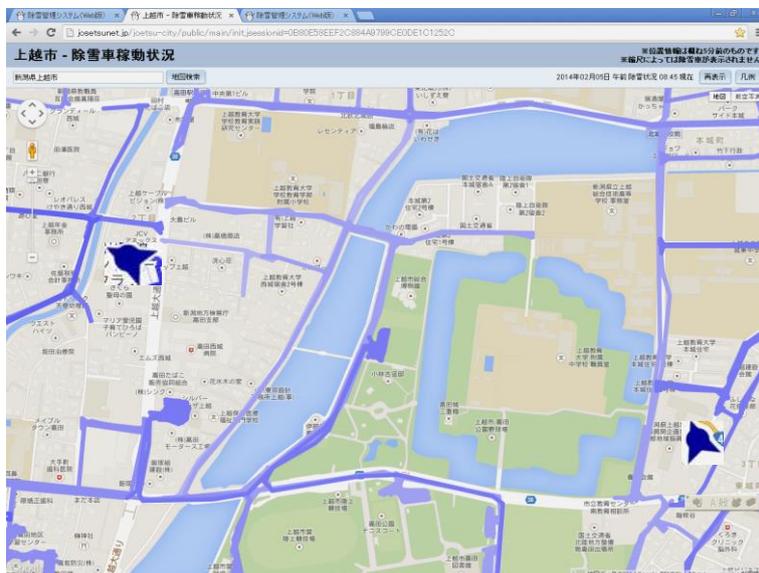
異常降雪や暴風雪などにより、幹線道路での除雪障害、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞が懸念される場合は、国土交通省・新潟県・上越市・妙高市・東日本高速道路(株)・新潟県警察・陸上自衛隊・上越地域消防事務組合の各機関が、道路交通の確保を図るため、情報連絡本部を設置し連携を図ります。



## 8 適切な管理による効率的な除雪の実施

除雪状況をリアルタイムに把握し、インターネットで除雪状況を確認できる「道路除雪管理システム」を導入しています。

市民からの問い合わせに迅速な対応が図れ、除雪作業や関連事務の効率化につながっています。



## 9 共助による地域除雪の支援

市では、地域の共助による除雪を推進するため、狭隘な市道や私道の除雪のほか、高齢者宅前などの雪処理を地域が共同で行うことを条件に、小型除雪機の購入費の一部を補助します。

### (1) 対象者

市道又は私道の除雪を共同で行う原則 5 戸以上の団体

(共同で除雪できる範囲に 5 戸以上ない場合は、5 戸未満であっても補助対象になります。)

### (2) 補助内容

小型除雪機の購入費の 40%以内で、1 台につき 80 万円が上限

(申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります)

### (3) 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が 13 馬力級以上



平成 30 年度 冬期道路交通確保除雪計画書

平成 30 年 11 月

作成 新潟県上越市都市整備部道路課雪対策室

〒943-8601

新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号